

## 第2回ハンセン病検証会議・第3回ハンセン病検討会合同会議

平成14年11月11日

【事務局（加納）】 定刻を過ぎましたので、ただいまからハンセン病問題第2回検証会議・第3回検討会の合同会議を開催させていただきたいと思います。

お手元の資料に本日の議題が入っております。本日の議題は前回の会議を受けまして、検討項目について具体的な検討課題を決定していくという作業がまず1点、今後のスケジュールについてご討議いただきたいというのがもう1点ございます。検討課題の決定につきましては、お手元に「ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題（座長案）」というものがお配りしてあるかと思えます。こちらのほうをもとにこれから討議をしていただきたいと思えます。

それでは、座長のほうからお願いできますでしょうか。

【金平座長】 それでは、ただいまから第2回ハンセン病検証会議並びに第3回ハンセン病検討会の合同会議を開催したいと思います。したがって、きょうは井上検討会委員長のほうも私と一緒にこちら側に並んでくださっておりますけれども、一応検証会議の座長である私が司会を進めさせていただきますので、ご了承くださいませ。

それでは早速、前回の検証会議でご確認いただきましたことを思い出していただきたいんですが、本事業の検証調査事業の実施要領というのがございますけれども、ここでハンセン病に関する検証会議、また、検討会の検討事項というものが、前回ペーパーでお示しておりますが、その中に11項目掲げられておりました。前回の事務局のご説明では、この11項目というのは何かと申しますと、基本的事項であるということでした。そして、検証会議においてこれをさらに整理して具体化するということが予定されているんだというご説明でありました。また、そのように確認いたしました。さらに、検証会議の運営要綱の第5条というのがございますが、この中では検証会議は基本的な検討課題を整理して、検討会にその検討課題をお示するという役割が定められております。これはもう前回ご確認いただいたことでございますけれども、一応こうなっておりました。そこで、本日の検証会議では、この事実検証事業において検討すべき基本的な課題について議論を深めていただきたいと思っております。また、検討会との合同会議にいたしまして、実際に調査研究を実施していただきます検討会のメンバーの方にもご参加いただきまして、この場においていろいろとご意見もいただきながら、検証会議でこの基本的検討事項を整理・決定していきたいと考えております。

何分、時間の制約がございますので、本日の議論を深めると申しましても漠然としているかと思われましたので、私のほうで、内田副座長並びに事務局、そして検討会のほうの井上委員長にもご参加いただきまして、きょう検討課題の座長案というものををご用意いたしました。なお、この座長案と申しますのは、今述べました実施要領にある11項目を具体化し、整理を試みたとお考えいただければと思います。座長案に加わっていただきました

井上委員長のほかに、検証会議と検討会の両方の委員を兼ねていらっしゃる委員がおられますのでそういう方、また、在京の比較のおいでになられやすい方にもお声をかけまして、私どもは通称準備会議と申しましたけれども、この準備会議を持ちまして本日のこの座長案をまとめたものでございます。また、この座長案は検証会議のメンバーには事務局からお送りしていただいておりますが、一応お目通しいただいたかと思っております。

それでは、ここまでのところで何かご質問がございますでしょうか。前回のお約束、そしてこの会の第2回までの間の、私どもが事務局と整理しましたものの経過を述べさせていただきます。よろしゅうございますか。

それでは早速、時間がございませんから、座長案の説明から始めたいと思います。まず、座長案のほうをごらんくださいませ。座長案の第1項でございますが、この第1項はいわば事実検証事業の使命とは何かということでございます。短うございますので、これだけちょっと読ませていただきますが、本事業の目的はハンセン病問題についての一般的学術的研究にあるのではなく、熊本判決を出発点として、あくまでも再発防止のための具体的提言の策定と、そのための歴史的な誤りの原因の徹底的な解明にある。特に、日本国憲法下においてなぜこういうものが策定され継続されたかという、その原因の解明ということを行うわけでございますが、これが再発防止の見地からも極めて重要だということを私たちが確認してこの作業に入ろうというものでございます。これについては特に補足をする必要はないかと思っておりますので、先に行ってよろしゅうございますでしょうか。

それでは第2でございますけれども、すべての検討事項に共通する重要な柱というものがあのではないかと考えました。その柱といたしまして、隔離政策の歴史と隔離被害の実態の解明がございます。私どもの認識としては、この2つは表裏一体のものとして検討する必要があるのではないかと考えてございます。そのことをこの第2のところで書いております。

第3項以下のところは各論になりますので、ここからの説明は事務局のほうにお願いしたいと思っております。事務局、お願いいたします。

**【事務局（加納）】** 第3項以降につきましては、検証会議に課せられた11の基本的検討課題を具体的に解明するために、個々具体的に定義をしております。

第1課題につきましては、我が国における隔離政策の策定主体を解明するというテーマが立てられております。第2課題といたしましては、我が国における隔離政策の策定・維持・強化における行政と医学界の相互依存関係を解明するというテーマが立てられております。第3課題につきましては、我が国における隔離政策の開始に至る経過とその背景を解明するといまして、以下3点の具体的な課題が立てられております。第4課題といたしまして、我が国における絶対隔離政策の確立に至る経過とその背景を解明するというテーマを立てまして、以下に2つの具体的な項目を立てさせていただきます。第5課題といたしましては、日本型隔離政策と呼ばれる我が国における絶対隔離政策の特質を解明するというテーマを立てさせていただきます、以下5点の具体的なテーマを立てさせてい

ただいております。第6課題といたしましては、戦後における絶対隔離政策の継承過程とその背景を解明するというテーマのもとに、大きく8つの課題を立てさせていただいております。そして、第(2)課題につきましては、第二次無らい県運動に関する3つの具体的なさらに細目のテーマを立てさせていただいております。第7課題といたしまして、戦後における絶対隔離政策の展開、継続の実態とその原因を解明するというテーマを立てさせていただきまして、さらにその以下のところに4つの具体的な課題を立てさせていただいております。そして、第8課題といたしまして、我が国の隔離政策の存続をもたらした諸要因を解明するという課題のもとに、4つの課題を立てさせていただいております。さらに第(1)の課題につきましては、各分野につき、医学界、法曹界、宗教界、マスコミ界、教育界と大きくテーマを分けさせていただいております。第9課題ですが、こちらのほうは我が国の隔離政策に関する資料を整理しデータベース化する課題ということで、これまで述べてまいりました課題についての資料等のデータベース化を考慮してまとめていただくという課題にさせていただいております。第10課題といたしまして、再発防止のための提言をまとめる課題といたしまして2つの課題を立てさせていただいております。第10課題としましては、それまでの第1から第9の課題すべてを総覧した上で再発防止のための提言を提唱していくということになっております。

以上のように具体的な検討課題についてご提案させていただきたいと思っておりますので、ご議論いただきたいと思います。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、何か内田先生か井上先生のほうから補足がございますでしょうか。

【井上検討会委員長】 特に補足ということではないのですが、この検証会議で検討会の検討課題が示されるという形になっておりますので、検討会のほうできょうこれを受けまして、検討会としてどうこの調査研究に取り組むのかの、いわばテーマですね、より具体化したテーマを議論して決めさせていただきたいと思うのですが、運び方として、きょうは一応検証会議が2時間、その後に検討会が2時間というように、これが合同会議でしかもその後に検討会が設けられています。ですから、これをどう進めたらいいかということなんです、少し今の全体を議論していただいて、その後に検討会の案をここで提案させていただいて、また議論していただくほうが問題としては早いかなと思うんですが。

【金平座長】 検討会のもうオーソライズされた案というのではないのでございますよね。ですから、これは委員長案でございますか。

【井上検討会委員長】 そうですね。

【金平座長】 そういうご提案もございました。ちょっと待ってください。

それでは先ほど申しましたように、今回検討会と検証会議とご一緒しております。本日、この後でさらに検討会が持たれる予定でございまして、今この会議でいろいろ議論されたことを受けて検討会のほうとしてご検討いただくということになっていただいております。

が、今、井上検討会委員長のほうから、検討会はきょうの会議を受けてからご検討になるわけですから、当然まだ検討会の意見ではないわけですが、検討会委員長としておまとめになった、私案と言っていいのかどうかわかりませんが、そういう案は持っているから出してもいいよということでございますが、その前に、まず皆様に進め方としていかがでございましょうか。きょうも時間が2時間しかございませんので、まず検証会議のメンバーの方から私のほうの座長案をお出しいただき、そして検討会の方からもその後というか、途中で構いませんけれども、ご議論いただきながら、少し出たところで委員長のご意見を伺ったらどうでしょうか。

【井上検討会委員長】 すみません、説明不足でした。検証会議がこの座長案を決定していただいて、それで検討会に示して、それを受けて検討会が議論するということですので、ここで今ご意見をいただいて、検証会議としてこの座長案がこれでオーケーということになって承認していただいて、その後の話を私は申し上げました。ですから、それが2時間議論がかかってとなれば、またその後ということになりますけれども、もし早く終わればということです。すみません。

【金平座長】 はい、わかりました。少し私の早とちりだったようでございまして、それでは一応、私が冒頭申しましたように、まず、この座長案についてのご意見をいただけますでしょうか。どなたからでも結構でございます。前回お配りしたときに11の検討事項というのがございましたので、それと今回のを比べていただきまして、いろいろとさらに具体的なものを整理してお示ししておりますが。

はい、どうぞ。

【筈委員】 これは、非常に私たちの思いを手短にきちんとまとめた座長案だと理解しています。問題は、どのような検討を行うのかという内容的なものになると思うんです。項目としては、私自身はこの項目で進めていただきたい。ただ、この項目の中におさまきれないいろいろな問題が当然出てくるだろうと。例えば、光田健輔の問題や何かにしても、あれは本来ならば1項設けるべきだと思っています。光田健輔が果たした役割というのは、我々にとってほんとうにおぞましい事実でありまして、このことを項目としては設けてはいないが、しかし内容的にはなぜこのようなことが行われ、彼がなぜ旗振りをやり続けてきたか、日本のハンセン病政策というものについても、やはりきちんと検証するべきだと思います。だから、項目については異存ありませんが、結局は内容で、これをどう深めていくか、その点では検討会の一層の健闘をお願いしたい。したがって、私の意見としては座長案に賛成ということです。

【金平座長】 ありがとうございます。今、こういうご意見が出ました。まず、座長案に賛成するけれども、問題はもう少し中身については、1項目立てなくてもいいけれども、それに匹敵するぐらいのいろいろ検討するべきことがあるということでございますね。

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【神委員】 筈委員から発言があったように、私も全療協の代表として末席を汚すこと

なっていますが、基本的に座長案に賛成をしたいと思います。これに従って、これから逐次議論が深められていく、あるいは検証の作業が続けられていくということになっていくわけですが、全体を拝見してみると、当然、立法、行政、あるいは地方自治体、基本的にそういうところの責任はどうなるのかということはこの検証会議の中でも、あるいは検討会の中でも随分議論が深められると思いますが、例えば、H I V、エイズの問題を考えてみましても、1996年にらい予防法が廃止されたわけですが、1988年だったかと記憶しておりますが、エイズ予防法が策定をされたときの国のこの問題に対する対応を見てみると、私自身の感想ですが、世界各国から「あまりにもエイズ予防法というのは人権侵害、差別法の典型的な法律である。したがって日本のエイズ予防法は速やかに手直しされるべきである」と繰り返しWHO等からも指摘をされてきたわけですが、そういう勧告に対して耳をかす姿勢が全く見られなかった。らい予防法に対する立法、行政の反省が不十分であったために、再びそういう過ちを犯してしまったというのが私の主観なんですけれども、そういう観点からいくときに、再びこういう過ちを今後において犯す危険性というのが少しも改められていないというのが、率直な私の印象であるわけでありまして、この座長案を拝見するときに、当然そういうところにも深くメスが入られて検証がなされるということは承知しておりますが、特にそのところに、基本的な問題にかかわるだけに十二分に時間を尽くして、エネルギーを割いて、まず基本的にしっかり踏まえた検証がなされなければ、あとの問題を幾らやったって、少し意味が薄らいでしまうのではないかと考えています。特に立法、行政、あるいは地方自治体のこれまでとってきた態度、基本的な姿勢、こういう人権とか差別という問題に対する考え方、二度と今後こういった過ちを犯さないという観点から考えてみると、あまりにも重大であると思っていますから、どうぞ委員各位が、私も含めてそうではありますが、そういう点を十分重要視した上で議論を進めていく必要があると思います。

【金平座長】 ありがとうございます。神委員のほうからご意見がございました。座長案には一応項目立てとしては賛成だと承りました。しかし、いかなる項目も基本的なものを十分に踏まえて検討すべきだというご意見だったかと思えます。私は個人的にもそういう方向でやるべきかなと思いましたが。

いかがでございましょうか、そのほかにも。はい、どうぞ。

【鈴木委員】 読売の鈴木と申します。神先生の意見に全く賛成で、実は93年のときに厚生省クラブにおりまして、らい予防法の廃止のときにもおったんですが、それぞれの担当課長に聞くと、もっと早くやるべきだったという声が随分たくさん聞こえてくる。実際に、ちょっと今名前ほど忘れしましたが、20年ぐらい前にもそういう動きがあって、もっと早くやるべきだと動いたんだけど、省内でいろいろな動きがあってどうも取り残されていってしまう。そういうことが何度も何度も繰り返されてここまで遅くなってしまったという省内の声が多いんです。確かに薬害エイズの問題もそうだし、今やっている肝炎の問題もそうなんです、厚生省の省内でも、やはりこの問題は大変なんだと気

がついている人が何人も何人もいる。肝炎の問題だって、実は3年も前に一部の課長補佐の間でプロジェクト会議ができたんだけど、それがつぶされてしまう。同じようにハンセン病についてももっともっと深刻なレベルで、いろいろな動きがあったと思うんです。それを当時の担当者にアンケート調査をした上で、あるいはいろいろな年次で追っていった上で、何でそれがほんとうの動きにならなかったのかということを検証することも意味があると思うので、その第8課題の中の隔離政策の存続をもたらした要因としてのということで、もちろん我々マスコミの責任も非常に重いと思うんですが、それを行政の立場でも、やはり当時の担当課長を中心にしてアンケートをとって、それだけではなくて担当課長たちの思いと、それがどんな形で実現していかなかったのかを多くの省内の職員にアンケート調査を試みる必要もあると思うんです。それが、やはり同じようなことを繰り返さないという意味でせめて我々ができる方法の1つじゃないのかなと思うんです。

【金平座長】 ありがとうございます。それは、先ほどの立法、行政行為のあれをすれば、行政の中でもいろいろな声があったはずだから、そういうところもおろして検討をしっかりとしなくてはいけないというご意見かと思います。アンケートの問題は1つの方法として、また今後別に検討することとして、ご意見として承っておきます。

ほかに……。とにかく、きょうは意見を出していただいてこの検討項目を取りまとめたいと思いますので、では、お願いいたします。

【三木委員】 毎日新聞の三木でございます。座長案がまとめられたとおりでございます。全く異存はないんでございます。きょうの舛委員、神委員のご発言もごもっともだと思いますが、第8課題のところで、隔離政策の存続をもたらした要因として5つほど例示されておりまして、これはそのとおりでございますが、例示されるならばぜひ取り上げていただきたいのが人権救済機関というのはこの間どんな役割をしてきたのかなと、身近なところでは民生委員から始まって、法務省の人権擁護局というのもあったわけで、この辺がどんな機能をしてきたのか。あるいは日弁連の中にもこういった人権を訴え出る機関がありましたでしょうし、もちろん私どもマスコミ、新聞というのも大きなあれだと思うんですが、当然視野に入れていらっしゃるんだと思いますが、例示されるならばひとつ掲げていただきたいというのが1つでございますし、これから聞き取り調査をやっていくときにぜひ、例えば新聞の責任についても、私どもにとってもつらい話になってくるかもしれないけれども、具体的な話を幾つか、どうして無力だったのかお聞き取りいただきたい。これは希望でございますが。

【金平座長】 はい。ありがとうございます。今、第8課題の中のどこかにこれは入っているだろうけれどもという前提がついておりましたけれども、人権救済機関というものがあつたはずで、それがどう機能していたかということも落とさずに検証の対象にせよということでございました。それから、日弁連の問題とか、具体的には聞き取り調査のところで落とさないで聞くようにということでございまして、ご意見として承りました。よろしゅうございますか。

【牧野委員】 光明園の牧野でございます。私も、基本的にはこの座長案というのは全般に網羅されていて大変にいいなと思って読ませていただきました。私個人としては、やはり第1、第2、第3課題が非常に重要ではないかなと思っております。しかし、今話題になっている第8課題の中で、医学界と大ざっぱに書いてあるんですが、やはりこれは何を指すかというのをきちっと明記して、例えば、ハンセン病学会は何かしなければいけないし、公衆衛生学会とか、私はこの間皮膚科学会でお話をし、投げかけたんですが何の反応もありません。皮膚科学会とかそれを取りまとめる日本医師会とか、やはりその辺にも問いかけをする必要があるんじゃないのかなという気がいたしております。以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。そうするとこれは、この第8課題の中の医学会の中身のところについて、少しこういう広げた、広げるわけでもないですね。

【牧野委員】 具体的にターゲットを絞る。

【金平座長】 ターゲットを広げてきちっと押さえるべきだというご意見でよろしゅうございますね。

【牧野委員】 はい。

【金平座長】 今のところは、公衆衛生学会、皮膚科学会、そして日本医師会でございますね。

【牧野委員】 日本医師会なんかも随分追い込んだんじゃないでしょうか。

【金平座長】 そうですか、はい。今、第8課題の中の医学会というものを具体的に指示唆いただきました。

ほかにございますでしょうか。「検証会議の皆様お先に」などと私が言ってしまいましたので、検討会の方が発言を遠慮していらっしゃるかもしれませんが、どうぞよければ検討会の……。はい、どうぞ。

【森川委員】 森川です。細かなところでいろいろ意見があるんですが、まずは、総論と各論と説明していただきました2と3の関係について、もう少し説明をしていただきたいと思います。

【内田副座長】 すみません、もう少し質問の内容を具体的にお話しただけですでしょうか。

【森川委員】 例えば、2の(2)では、聞き取りを行うとあります。しかし課題としては聞き取りを行うというのは挙がっていないわけですが、これは一体どういうお考えなのかということです。

【内田副座長】 事務局の方から少しご説明いただけますでしょうか。

【鮎京委員】 鮎京です。私の意見なんですが、聞き取りというのは方法だと思うんです。課題が設定されて、それをどういう形でやっていくかという方法に関することなので、この各論はまず課題を決めることなので、矛盾することではないと思います。この課題を実現していく過程で聞き取りが必要であるということだと思います。

【金平座長】 よろしいでしょうか。

【森川委員】 おっしゃるとおりなんです、では、具体的にこの2の(2)についてどういう方法をお考えですか。

【井上検討会委員長】 ちょっといいですか。

【金平座長】 どうぞ、井上委員長。

【井上検討会委員長】 ここは被害実態の全体像を明らかにするという項目ですよ。大きな2のところでは、基本姿勢として2つ挙げてあって、その2番目が被害の全体像を明らかにするということですよ。その際に、聞き取り調査を例示していると思うんです。やり方については、これは検証会議の検討会への課題設定ですから、大枠を設定して、むしろ中身について、聞き取り調査をやる、ではどんなところで、どういうやり方で、だれを対象にやるかという問題はむしろ検討会のほうでの議論になると思います。

【森川委員】 それはよくわかるんですが、鈿委員や神委員がおっしゃったように基本的な姿勢というのは非常に重要だと思います。今まで、課題1から9、いろいろあるので例外もありますが、その基本姿勢なくしてこの課題を幾ら検討してもあまり意味がない、歴史的に残らないと思います。この検証会議、検討会が裁判と同様に歴史的に残す内容をもたらすためには、2の(2)というのは非常に重要だと思うわけです。これが基礎になるべきで、この基礎なくして幾ら課題1から9をやっても仕方がないのだと、私は思うわけです。ですから、検証会議のほうから検討会に聞き取り調査を行うべきであるということをしかり課題として明示しておかないと、どういう分担になるかわかりませんが、すべての分担者が聞き取りをしなければ基本がなくなるということになりませんか。

【内田副座長】 ありがとうございます。おっしゃっていただいたことですが、2の(2)というのは非常に重要なことだと、今、森川委員がご指摘のように思うわけです。被害の実態を明らかにする、その際、最低限聞き取りは含んで必要な方法はおとりいただきたいというのが検証会議の考え方で、それをどういう場合にどういう形でやっていただくかにつきましては、今後検討班のほうでお詰めいただければいいと、その目的を達成するために最適の方法をおとりいただければありがたい。ただし、被害の実態を明らかにするときには被害の方々から聞き取るということが、やはり最低限必要だろうという考え方でまとめさせていただいておりますけれども、よろしいでしょうか。

【森川委員】 わかりました。ただしその場合、私が一番懸念していますのは、聞き取りが非常に個別に行われるということなんです。被害の全体像を解明するためには全体的に、組織的に聞き取りを行う必要があると思うわけです。各課題を担当する人が個別的に聞き取りを行うことになりはしないかと思うわけですが。

【井上検討会委員長】 今の話ですと、要するに、検討会の委員が全員担当して、全体で取り組めと。

【森川委員】 いいえ、そうじゃなくて、課題として設定してくださいということなんです。

【井上検討会委員長】 私は、そういう意味でこの第2に基本的課題として設定してあ



と思いますが。だからこれを受けて、検討会のほうで具体的に作業をどういうふうにするかを相談して、この課題に答えるべく取り組めばいいんじゃないですか。

【森川委員】 わかりました。それで結構です。

もう少し、私が気になっていますのは、この課題の設定の仕方が、例えば、4と5は時代的に重なりますし、6と7も時代的に重なると思うんですが、例えば、光田健輔先生の検討が必要であるという筈委員の意見もありましたとおり、あまり歴史にこだわらない課題設定のほうがいいのではないかなと少し思いました。例えば、救らい運動について検討するとか、もしこういう課題設定の場合どういう形になるのかという疑問もありますし、簡単に言いますと、課題7の2番と、課題5の3番は、私の中では密接に関連しています。ですから、こういった場合はどのように考えたらいいのかという点について説明をしていただきたいと思います。

【内田副座長】 おっしゃっていただいたような部分的な重複というのは、やはりあるかと思います。これは、先ほど座長がご説明くださいましたように、趣旨としてはこの検証会議の本日ご議論いただいております課題は、この検証会議の性格からいたしまして、国民的要請といえますか、社会的要請を踏まえたときに最低限これは落とせないものを、こういう箇条書的に列挙させていただきまして、両方で少しそれについて言及することもあるかと思いますが、これを受けまして、検討班の方々が具体的な作業をしていただきますときには、その作業という観点からさらに整理していただきまして、その辺については十分踏まえたご研究をしていただければと考えております。本日、特に検討班の先生方からお教えいただきたいのは、これで最低限という観点から見たときに落ちているものがあるのかどうかということについて、アドバイスをいただきまして、最低限落とせないものをここできちんと拾っておくということが本日の議題の趣旨ではないかと考えております。

【森川委員】 わかりました。どうもありがとうございます。そういった観点からであれば、私からの意見としましては、遠隔地、離島における隔離政策の推進過程というのは特に検討に値すると思います。政府から遠いということで、隔離政策が具体的に浸透し始める時期が遅くなると思うんですね。そういう隔離政策の浸透過程のおくれが何をもたらしたのかという、例えば、奄美大島の場合であるとか、沖縄県におきましても、各地域においてそういうことが見られると思いますし、また、本土におきましてもそういった地域があるかと思いますが、遠隔地といえますか、東京から遠い地域における隔離政策の実現過程というのは検討に値すると思います。

【金平座長】 項目としてそれが入っておりませんが、これは事務局、どうですか。第8の課題のところ隔離政策をもたらしたものがいろいろございまして、その内情をすべてここで課題として出すということもできませんので、ご意見として承っておいてよろしゅうございますか。今、内田副座長がおっしゃいましたように、1項目どうしてもここに挙げるべきだというお考えでしたら別でございますけれども、当然そういう隔離政

策の存続の問題、また、経過の問題といろいろとこら辺で出てくるだろうと思いますので、今のは具体的な視点としてとどめておいて実際の検討の中でご議論いただくということでいいでしょうか。はい、ありがとうございます。

じゃあ、藤森委員、お願いいたします。

【藤森委員】 藤森です。先ほど、神さんや鈴木さんから出たところなんですが、大筋はとてもよくまとまっていて基本的にはいいと思うんですが、やはり立法府、行政府のところ項目としてちょっと弱い気がするんです。前回いただいた検討事項の検討2では、らい予防法が96年まで改廃されなかった事情というのがあり、とても明確だったんだけど、今回は基本姿勢の(1)のところ改廃の歴史的説明というのがあるんですが、具体的検討項目の中では真っすぐ読み取り切れないという感じがします。熊本判決を出発点とするからということではあっても、やはり、再発防止システムということを含んで考えていく上で、そのところは中心的部分だと思うんです。その意味でいうと、時期的には第8課題のあたりになるんだと思うんですが、このところにさっき鈴木さんがおっしゃった立法府、行政府の、いわば遅延の問題を項目としてきちんと立てたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

【金平座長】 これにつきましては準備会議のほうでもいろいろと、今と全く同じご意見ではございませんでしたけれども、やはり、政策の策定主体というものははっきりとさせるべきではないかという議論が生まれて、それを今回は第1課題として一番最初のところに持ってまいりまして、今おっしゃったことを言葉で書きますといろいろな文言になるかと思しますので、それを隔離政策の策定主体の説明という形で新たに追加したという事情がございます。準備会議のところでこれについてのご意見がございましたので、よろしかったらお願いいたします。

【光石委員】 今、藤森委員がおっしゃったことは、一応第1課題、第2課題に入っていると思います。ここで行政と医学会の相互依存と書いてありますが、実際には立法過程で行政が中心になってやってきたという事情があるようですから、ここに立法という言葉わざわざ書いていないけれども、第1課題で、まず策定主体とあるからこれは立法行政だろうと思いますので、その趣旨も含んでいるんだということで提案させていただいたと思うんです。例えば、第2課題のところ行政とあるところを立法・行政と加えてもおかしくはないとは思いますが。

【金平座長】 第2課題でございますよね。今、藤森委員のご意見をこの第2課題のところに……。立法が入っていないか。または、この第1課題の中で、個々には書きませんが、これが根本のところだろうというぐらいの理解に立ちまして。

【藤森委員】 意味合いとして、そういうことであると確認されていれば結構です。

【金平座長】 よろしゅうございますか。一応確認したつもりでございます。

それでは髙橋委員のほうでよろしゅうございますか。

【鈞委員】 本来ならば、この第8課題の中に1項目設けるべきものと思いますが、私はこの無らい県運動の、先ほど救らい運動という発言がありましたけれども、無らい県運動に関連する中で皇室が果たした役割、これは欠くことのできない問題だろうと思います。だから私が先ほど申し上げましたように、項目の深め方が重要になってくるだろうし、同時に広がりも果たさなければいけない。この皇室が果たしたハンセン病政策に対する役割を抜きにして真相の究明はできないんじゃないかという思いがありますので、これについても十分検討会で1つの命題として考えていただきたいと思っております。

【金平座長】 それでは、それをご意見として、おっしゃいましたように無らい県運動、その他皇室の問題を、項目はこの項目だけでも、やはり広がりや深め方の中で忘れてはならないものというご指摘の1つだったと思いますが、よろしゅうございますか。はい。

それでは、神委員。

【神委員】 事実を正確に、全く正確にということは困難な作業だと思いますが、私は聞き取りということの重要性をあえて強調したいわけです。11月26日と27日の両日にわたって大島青松園を大挙訪問する。その中で行われる作業として、聞き取り調査もやるんだということが予定表の中で示されておりまして、公開のもとに聞き取りをするのが2名、非公開の中で聞き取りをするのが2名。大島青松園の中で隠ぺいされてきた差別の実態というのは非常に膨大なものがある。今大島青松園の入所者は200名以下になっておりますが、かつては700名もこの療養所には強制隔離をされていたんです。今貴重な証言をできる者が100名ぐらいいままだいらないかと思っております。そういう中で、大島における聞き取りは2名と2名の4名でもう終わりなのかということ懸念するから発言をしておるんですが、先般の熊本地方裁判所における法廷の中で原告の皆さん方が勇気を持っていろいろ証言をなされた。これは非常に裁判の結果に大きく影響をもたらしたと私は考えておりますが、この内容というのはごくごく氷山の一角であって、市民の目から全く隠ぺいされた被害の残酷な実態というのは、今なお白日のもとにさらけ出されているわけでは決してございません。

そういう意味で、これまでハンセン病問題がどのような歴史を積み重ね、その被害者がどういう被害を受けてきたかは基礎になるべき調査であって、これをおろそかにされたのではこの結果は非常に軽いものになっていくのではないかと。自分はこれほどひどい差別を受けたのに、自分の差別の実態を訴える場所がなかったということで、入所者は不満に思う者たちが少なからず後から出てくるのではないかと。ごく一部の者だけの証言を得て、それをベースにして今後二度と過ちを犯さないための議論をそれで済ましてしまったのかという批判が出てくる可能性もあると思うし、この事実の証言集だけでも一冊の本になるくらいの証言を集める必要があって、それがまずベースになった上で最終的な結論を求める方向に発展させていくべきではないかと思っております。大島青松園の例が示されておりますから、あえて例示をしたわけですが、4名で聞き取りを終わるんだということではないとは思いますが、これは何をあいても一番非常に大事な点ではないかと思っております。

検討会の果たされる役割であろうかと考えますので、あえてこの場においてそういう発言をしなくてもいいかと思いましたが、もしこのままのとおりで聞き取り調査が通り過ぎていくのであれば、再び大きな悔いを残すんじゃないか。さらに多くのものが、多くの部分が隠ぺいされた状態で通り過ぎてしまうのではないかということ懸念するがゆえに、あえて発言をさせていただきました。このところについてのご見解なり、今後に向けてどうするのだというお考えがあるならば、お示しいただければありがたいと思います。

【金平座長】 まず、検討会の委員長から。

【井上検討会委員長】 はい。検討会は昨年度の研究班のときから、全園、全在園者の方、それから、できれば今園外にいらっしゃる方の聞き取りをするという方向で考えています。ただ、具体的な方法等についてはなかなかいろいろ問題がありますので検討しながら、今申し上げた方向で検討していくということはきょう提案をするつもりですが、検討会の全委員の皆さんのご了解をいただけることだと、そういうつもりでいると私は理解しています。

【金平座長】 ありがとうございます。今、神委員のほうからおっしゃったことは、検証会議が検討するにしても、まずは基礎的なもの、ベースというか、そこに聞き取りという問題は大変重要な問題であると。私も、聞き取りの重さということは今改めて伺いました。したがって、2名、2名で終わらせるのかということにつきましては、ほんとうは終わってはいけないと思いますが、ただ、今回11月の何日に行くときに、それではその100名すべての方から何うという方法はできないだろうと思いますので、基本的な姿勢はより多くの聞き取りを何か可能にする方法も、また検討会のほうでそれこそ検討していただけるかと思いますが。私は、ここでは聞き取りの重さ、または、発言をこれまでできなかった方たちの声も必ず検証の対象にするということを筋として持っていきたいと現在の時点でそう思います。

鮎京委員。

【鮎京委員】 今回の関連するんですけれども、私の提案なんです、大島青松園へ行って聞き取りをして、事務局のご提案ではその後すべての園を回るということですから、すべての園で聞き取りを毎回毎回やっていくといいと思います。それと同時に、園では聞き取りをすることが難しいかもしれない、社会の中で困難ながらも社会復帰あるいは退所をされて生活されている人たちのお声は療養所ではなくて、東京会議でお呼びしてお聞きしたらどうかと思っております。つまり、家族や退所者の人、あるいはさっきマスコミとかとおっしゃいましたが、そういう周りの方たちのお話を東京会議でお聞きして、全国を回り各療養所では在園者のお話を聞くという形で、ずっと聞き取りをしていくという形で追求していったらどうかと思っております。

【金平座長】 何かございますか。今の問題を内田先生からもちょっと。

【内田副座長】 先ほど申し上げたことなんですけれども、検証会議の個別的な課題、

具体的な課題を検討班でやっていただきます場合には、そのテーマに即した最適な方法をおとりいただいてやっていただくことが必要だろうと思います。当然その中には聞き取りは含まれておりますけれども、この課題の重要性を考えたときに、聞き取りというのはとりわけ重要な位置を占める。そのことの重要性をやはりメンションする必要があるということで、それは非常に重要だという形で基本姿勢の中に入れさせていただいたということでご理解いただければありがたいと思っております。

【宮田委員】 いいですか。私は、テーマはこれで賛成なんですけれども、先ほど聞き取りというか方法の問題でこの2番の(1)と(2)を見ていると、被害の実態についての聞き取りというのが(2)にあるんですけれども、再発防止の見地ということになると、既にもう昔の話だと証言される方はいないかも知れないんですが、この隔離政策の継続の部分でいくと、じゃあ実際どうして今でも痕跡が残っているかだとか、立法、行政あるいはメディアも含めて聞き取りということ、こちらの(1)のほうの聞き取りということもできるのではないかと思うんです。ここで方法論としてあるのは主に資料を当たるという形で出ていますよね。この辺もできれば話を聞ける人には聞いていくような形が……。そうすると、その場合、どうしても言いたくないことは黙ってしまうという傾向が強いと思うので、何かそれを解除できるような方法を考えて、言いやすい状態でほんとうのことを言ってもらえるということができると、再発防止という見地からいいのではないかと。

【金平座長】 再発防止の観点からいっても、こういう方面の聞き取りの大事さというのをおっしゃったわけでごさいます、いずれにしても単なる歴史だけではなくて、今後に向けての防止のためのいろいろな制度、その他の問題についても聞き取りの重要性というのはあるだろうと思います。その方法とそれをどういうジャンルの検討会の皆様たちがそれぞれ分担してくださるか、そして最後にその方法論をどうなさるかを検討会の井上委員長の方によろしくお願いしたいと考えておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

【井上検討会委員長】 ちょっと補足して、聞き取りの重要性というのは十分わかりますし、これは非常に大事な1つの方法ですが、調査研究に当たっては、先ほどもちょっと出ましたが、それぞれの課題に最も適切なやり方というのがありますし、資料を見るだけという話ではなくて総合的に組み合わせますので、ですからそのあたりは課題を明らかにするというために必要ないろいろな調査も含めて、あらゆる研究方法を動員しながら全力を挙げて取り組むということだろうと思います。

【金平座長】 鮎京委員。

【鮎京委員】 このテーマでいいなと思ってずっと見ていたんですが、もう一遍見直してみたら家族被害と社会復帰の困難さという2つの点が言葉として出てきていないと思うんです。それは、等となっているので含まれているとも読み込めるんですが、読み込むというレベルのことではなくて家族被害というのと社会復帰の困難さというのは言葉として出しておく必要があるんじゃないかと思うんです。例えば、第7課題の(3)ところに、

療養所内の人権侵害の全容解明と書いてありますが、これは療養所内外と入れていただくということ、例えば、黒髪校事件の解明とありますが、黒髪校事件というのは未感染児童といわれている隔離によって親子分離された子供が、小学校に行こうとしたときにPTAとかそういう人たちから学校に来るなどと言われて学校に行けなくなるという被害が戦後の話としてあったわけですが、黒髪校事件など家族被害と社会差別の実態の解明とか、そんな形で家族被害という言葉と社会復帰の困難さはどこかで入れていただきたいなと思います。

【金平座長】 実態的にはこの7の(1)(3)というところで含まれていると思いますが、やはり今言葉で出しておくべきだという新たなご提案でございますが、いかがでしょうか。光石委員、どうぞ。

【光石委員】 基本的には、今鮎京委員が言われたように家族被害という言葉とか、療養所内外ということも書き込んでおいたらどうかと、私は思います。

【金平座長】 ありがとうございます。そうすると、鮎京委員の具体的な提案としては7の(3)のところの療養所内を療養所内外という言葉にすれば、それが組み込めるというお考えでございました。それから、もう一つのほうは、すみません、もう1回言ってください。

【鮎京委員】 黒髪校事件等に見られる家族被害と社会的差別の実態の解明。

【金平座長】 いかがでしょうか。委員の方に特にご異論がなければ、今の鮎京委員の言うようにここに組み込みたいと思いますが、それでは、再度確認をいたしませんけれども、(1)と(3)の内外という言葉で項目の上にその文言を出しておくことでございました。ありがとうございます。

はい、牧野委員どうぞ。

【牧野委員】 私も鮎京さんの指摘はもっともだと思いますし、やはり、非入所者のこととかも聞き取りをしてくださるということで非常にうれしく思いましたが、私が課題の中で少し気になりますのは、神さん、あれは正式には何て言うんですかね、熊本の医療刑務所は。あれのことは何にも書いていない。

【神委員】 医療刑務所。

【牧野委員】 医療刑務所のことはどっかに書いているんでしょうか。それがちょっと気になりました。随分ひどいことをやられているので、それをきちっとどこかに明確にする必要があるんじゃないかと、ハンセン病患者に対する医療刑務所のことが抜けている感じがいたしました。

【金平座長】 これはどうですか。私にはわからない。じゃあ、内田先生から。

【内田副座長】 おっしゃったとおりで、非常に重要なテーマだと思っております。ただ、先ほど申しましたように最低限ということですが、具体的なものを挙げますと何枚でも済まないところがございまして、先ほどからおっしゃっていただいていますように、これを受けまして深めていただくとか、広げていただくということを検討会のほ

うでおやりいただければと思ひまして。

【牧野委員】 その課題の中に加えていただければ。

【内田副座長】 はい、その点、そういう形で理解するというところでよろしゅうございますでしょうか。

【金平座長】 ありがとうございます。今、牧野委員からもご指摘がございましたし、また、内田副座長からもお話がございましたように、ほんとうにいろいろとこの問題という具体的な問題になると膨大なものになると思いますので、ここでご発言があったものをきっちりと残して確認しながら、検討会のほうにお願いしていくということになるかと思ひます。

はい、どうぞ。

【井上検討会委員長】 今まで出していただいたような項目、あるいは視点もありましたけれども、ほとんど入っています。ただ、これは最後に申し上げようと思ひていましたが、今年度どう取り組むか、あるいは2年目どう取り組むか、場合によっては3年とありますけれども、それでどう課題にアプローチしていくかについても検討会のほうで検討させていただいて、総体として、きょう検証会議で提示された課題に対して検討会として答えと報告書を出すということになると思ひますので、その辺はここでご了解いただきたいと思ひます。つまり、きょう挙げた項目、あるいは検討会の中でも挙げている項目もありますけれども、それに直ちに全面的に取り組んでいけるということではないということ、それはそれぞれ今申し上げましたような形で順次取り組めるところから取り組んでいって、総合的にはきょう提示された課題に検討会としてはお答えするということになると思ひます。

【金平座長】 ほかに。それでは、藤野委員。

【藤野委員】 各論においては、ほぼこれでよろしいんではないかと思ひます。ただ一つ、細かいことなんですけれども、項目の課題の中で第7課題の(4)に沖縄における被害の特異性と深刻さの解明というのがございます。これは戦後におけるということで出てくるんですが、戦後は沖縄ももちろんなんですけれども、奄美も1953年まではアメリカの軍政下に置かれたわけで、私の調べた限りでは奄美の被害は非常に大きくて、そうでありながらどうも一般的にはあまり解明されていないところがありますので、沖縄と同じようにアメリカの軍政下にあつて、ここに沖縄及び奄美と入れたほうがよりいいんではないかと思ひます。それはひとつご検討いただきたいです。

それから、個々の問題ではなくて、1番目のハンセン病問題に関する事実検証調査事業の使命というところ。ここは座長のほうから読まれて終わったんですが、座長のご判断は皆さんもう十分にご承知だろうということで簡略になさったと思ひますが、私は2点提起したいと思ひます。一つは、2番目のセンテンスで、特に日本国憲法下において云々でございますが、もちろん日本国憲法下における人権侵害は、もちろん憲法違反という判決が裁判で出たくらいひどいわけですが、明治憲法下の法体系においてもやはり違法な隔

離があったわけなので、これは文面に書き加えなくてもいいと思いますが、この場の確認事項として、日本国憲法下はもとより明治憲法下においても違法な人権侵害があったということを皆さんに確認していただきたいと思います。

もう1点は、これは大変大事なことだと思いますが、本事業の目的はというところで、熊本判決を出発点としということ、これも皆さん十分ご承知という思いで座長のほうからはただ読まれたただけだと思いますが、委員の中には必ずしも熊本判決を十分ご存じない方もいらっしゃるので、改めて座長のほうから熊本判決の何を出発点にするのか、どういう点を出発点にするのかということについてのご見解を示して、委員全員で確認していきたいと思いますので、その点をお願いいたします。

【金平座長】 それでは、今藤野委員のご指摘のほうで各論はいいけれども、沖縄と奄美の被害で、同じアメリカの軍政下でも奄美の被害が大きいということでございましたけれども、これはどういたしましょうかね。それは沖縄等におけるか、入れれば入るんでございますけれども、一々地名を列挙するのではなくて、どうでしょうかね。

【内田副座長】 入っているところで理解しておけば。

【金平座長】 入っているということの確認でよろしゅうございますか。ここにあるものを全部を記録として残しますので、ほんとうにきょう、さっきから出ていることも相当にいろいろな大事なことがあるので、これを入れてるとたちどころに2倍になるなと思っておりますが。じゃあ、確認でよろしゅうございますか。はい。それでは、奄美も抜かすな、奄美の実態をもっと知れということでございましたので、それはそうしたいと思いません。

【森川委員】 すみません。

【金平座長】 今の問題でございますか。はい。

【森川委員】 僕は書き入れたほうがいいと思います。

【金平座長】 奄美を書き入れるんですか。

【森川委員】 はい、そうです。

【金平座長】 ほかには書き入れることはありませんか。

【森川委員】 特に奄美は療養所もありますし、入れたほうがいいと思います。

【井上検討会委員長】 ちょっとよろしいですか。

【金平座長】 はい、井上委員長から。

【井上検討会委員長】 今、座長がおっしゃったとおりですので、重要な点はきょういろいろご指摘いただいて、1つは、議事録が逐語で出ますのでそこで確認できることでもありますので、これは課題の骨子ですから、私はそれについて一言ずつ入れる入れないをここで議論する必要もないと思うんです。議事録で再度確認させていただいて、とりわけこれは検討会に検証会議から示される検討事項、あるいは検討課題ですので、それをしっかり検討会として受けとめるということになるかと思えます。ただ、そうは申しまして検証会議としても1つの方針を示す、これは社会的な意味が非常にありますから、基本



的な点をないがしろにはできないわけですが、個々の細かい点は、今申し上げましたように議事録、しかもこれは公開されますので社会的にもアピールすることになりますので、そういう意味でここは取り扱ったらいいのではないかと思いますけれども。

【金平座長】　　そうご理解いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

【佐藤委員】　　一言よろしいですか。

【金平座長】　　はい、このことに関してでしょうか。

【佐藤委員】　　いえ。

【金平座長】　　じゃあ、ちょっとお待ちくださいませ。

検討会のほうの委員長の言葉で、少し検討会で考えていただけますか。まだ入れなくちゃいけない問題もあるかもしれませんから。

【森川委員】　　はい、賛成はしていませんが。

【金平座長】　　はい、わかりました。ご賛成でないことを承知の上で。

【井上検討会委員長】　　それも議事録に残りますから。

【金平座長】　　それは検討会のほうで少しご議論いただいて。それから、日本国憲法下においてというので、明治憲法下の問題があると言いましたけれども、私はこのところで特にという言葉を使いましたのがその意味でございまして、当然、このハンセンの歴史が明治に、それから戦後があるわけございまして、明治憲法下でもあったけれども、特に人権という問題が取り上げられた日本国憲法下においてもという意味の中でお酌み取りいただければと思います。

【藤野委員】　　それでもう十分でございます。

【金平座長】　　よろしゅうございますか。あとは、私のはしょってさらっとやっちゃいましたが、熊本判決を出発点としというこの点をもっと明確にすべきだということで、これを説明せよということでございました。この点については一緒に考えておりますので、説明は副座長のほうからお願いします。

【内田副座長】　　熊本判決を出発点ということにつきましては、準備会議のほうでもいろいろ議論が出たところでございます。それで、私どものこの検証会議の作業が熊本判決を出発点としているということは非常に重要な意味を持っているということはみんなの合意事項だと思いますけれども、この熊本判決を我々がどう考えていくのか、そこに戻っていくのか、あるいはそれを導くのにどうするのかにつきましては、もう少し時間を十分にとって、皆さん方で確認していくということが必要ではないかと。きょうの限られた短い時間の中でそれを少し入れるというのは、必ずしも適任ではないのではないかということが準備会議のところでありまして、改めて出発点とするということの意味と、それがどう返っていくんだということにつきましては、改めて議論するといえますか、確認する機会を別に持てればと考えておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【金平座長】　　じゃあ、もう1回藤野委員ですか。

【藤野委員】　　これからもちろんじっくり煮詰めていこうと思っているんですが、確認

したいことだけなんです、熊本判決を出発点とするという言葉、熊本判決の趣旨を我々は共通の認識としてやるということでしょうか。変な曲解をされた場合、もし熊本判決そのものも正しいかどうか吟味するという方向で議論が進むと、この真相究明の意義が全く逆になってしまうので、この判決を出発点ということが内容を受けとめてという前向きな姿勢での理解ということだけは確認しておきたいんですが、それでよろしいでしょうか。

【金平座長】 そのように考えております。

【藤野委員】 でしたら、この文面で結構でございます。

【金平座長】 それでは、もう一つ前にお手が挙がっていたんですが、はい。

【丸井委員】 やや、ナイーブな感想なんですけれども、2つありまして、1つは、先ほどもお話がありましたけれども、共通する2つの重要な柱というところで、歴史と実態ということで、個別の課題はどちらかという2の(1)のほうの側からずっと個別に見ていくということで、2の(2)の実態の側というのはある意味ではそれぞれの、その時期、時期の政策等によって、常に意識されなければならないとはいうものの分断されてあらわれてきているように思います。どちらかというこの課題は2の(1)を解明し、2の(2)はひょっとすると、全体像をといるときにもう少し別の形の何か横断的な課題というのがもう一つ必要になってくるのではないかと。といいますのは、課題1からほとんど最後まで、特に8まではすべて何々政策というところから出発しているんで、検討会での項目立てがどのようになるかにもよると思いますけれども、2の(2)に対応するような何か横断的な課題が必要かもしれないというのが1つ。

それからもう一つは、今の使命のところにもかかわりますし、第10課題のところにもすべてかかわるんですが、再発防止という言葉があります。この再発というのは一体何を考える再発なのか。この大まかな文脈だけからいくと、政策レベルで同じような法律をつくったり、対策をしないという意味での再発というかなりマクロなレベルでの再発なのか。一方で、被害実態という側から最も差別を受けた、あるいは被害を受けたというところの聞き取りがあるわけですが、もう一つおそらく我々みんなが感じてはいると思うんですが、差別を受けるというときには当然差別をする側が周りにたくさんいるわけですが、先ほど黒髪校事件というのを具体的に挙げられましたが、これもいわば近所の人たちがそれに対して何らかの形の差別、あるいは加害者的な立場に立つことになるわけですし、法律、政策というのは大きい意味での環境づくりですけども、その中で実際に日常的な場面で加害者、被害者の関係が成立した場面というのは当然のようにたくさんあったと思います。それによって初めて被害ができてくるわけです。

というわけで、先ほどの聞き取りは非常に重要だと思いますけれども、被害実態の聞き取りだけでほんとうにいいのか。これは方法論的に難しいと思いますけれども、いわば加害実態というのもあるわけですし、なぜ自分は差別をしたのかということとどれだけの人が言ってくれるか、これもわかりませんが、同じようになぜ自分は差別をしたのかということとを同時代の方から、いわばこれは被害実態だけでなく、その両者を突き合せ

なければいけないし、法律がもし変わっても、実際に法律は変わりましたが、その中でも実際に差別なり被害なりが続くとすれば、それは政策レベルでの再発防止ではなくて、もっと人と人との関係のレベルでの再発ということまで考えるとすると、聞き取りというのは被害を受けられた方だけからの聞き取りでは実は不十分で、それがなぜそうなったのかという、実際に差別を今までしてきた側の聞き取りがあって初めて政策レベルだけでなく、実際の人間関係レベルでの再発防止ということになっていくのではないかと思います。もし聞き取りということを入れていくとすれば、その両方の側の聞き取りがあってしかるべきなのではないかと思いました。

【内田副座長】 今のご意見でございますけれども、まず、第1点目の被害の問題でございますけれども、先ほどご説明がございましたように、基本姿勢の中で1番目の問題と(1)と(2)は表裏一体の問題であると。したがって、(1)の問題を検討していくときには絶えず(2)の問題についても視野に入れながら検討するという形でこの基本姿勢を考えさせていただきました。したがって、課題1から課題9までの間で、(1)にかかわるようなものも明記されておりますけれども、言外には(2)の部分についても絶えず検討してくださいという形でございます。ただ、被害の中でも特に重要な各論的な問題につきましては課題の中で少し、黒髪とか藤本とかという形でそこにメンションさせていただいておりますけれども、必ずしもこれだけではなくて、むしろ、そういう重要な問題がございましたら検討班のほうでより深めていただければと考えております。

それから、2つ目の聞き取りの問題でございますが、再発防止とも絡みますけれども、立法・行政のみならず国民レベルにおいてもやはり問題があるのではないかとすることは、先生のおっしゃるとおりだと思います。聞き取りもその部分についても聞き取りが必要だということもそうかと思っておりますので、この点につきましては検討班のほうで先生方に十分にご議論をいただきまして、国民の期待にこたえるような検討をしていただければありがたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【金平座長】 お手が挙がっておりますので先に行つてよろしゅうございますか。はい。それではどうもお待たせしました。お願いいたします。

【佐藤委員】 ありがとうございます。検討課題の案を拝見しまして、皆さん、いろいろ社会的な見識のあるお方が研究をされるので、あえて明示的にここに書き加える必要はないかと思いますが、議事録にぜひ残していただきたいということで少し述べさせていただきたいと思うんですが、ハンセン病問題に関する検証を行うということでこういった検討課題が挙げられておりますので、文面がハンセン病政策ということを中心にして書かれていることは至極納得がいくことなんですが、こういった問題をどうとらえて、調査研究をどう教訓として生かすのかという立場から、研究というものをどうまとめるかということに考えを及ぼしますと、おそらくハンセン病という個別、あるいは特定の事例ということだけに視野を絞り集中するのではなくて、そこに力を注ぎながらもハンセン病という問題の一般性と特殊性、それから日本の、あるいは日本の各時代における一般性

と特殊性というものを、常にその両者を念頭に置いて議論、検証を進めるということが大切ではないかと思ひまして、皆さんのご意見を伺いたいと思ひます。

【金平座長】 大変大きな問題提起のように思ひましたけれども、みんなのご意見を聞きたいということでございますが、何かご意見ございますでしょうか。

【井上検討会委員長】 ちょっといいですか。

【金平座長】 それでは、井上委員長、どうぞお願いいたします。

【井上検討会委員長】 もうちょっと具体的に提起してもらえますか。

【佐藤委員】 例えば、ハンセン病政策のこういった日本の事例について過度に的を絞って調査研究を進めていきますと、十分な比較考量がなされないまま日本が非常に特殊であるという結論のみに導き得ないのではないかと危惧をしております。あるいはハンセン病に特有の問題であるという結論に導くことを非常に危惧をしております。こうした研究を通じて大切なことの1つは、今後似たような問題を起こさないという意味での再発防止が大切であろうという意味で、この事例から離れたときにどういう教訓を我々が学び得るのかということに常に意識を払って研究を進めていくことが大切ではないかということでございます。

【金平座長】 それじゃあ、これに関して神委員のほうからお願いいたします。

【神委員】 最近、私は市民の方々とひざを交えていろいろな議論をやってきておるわけですが、テーマとしてはハンセン病問題を中心に据えて議論を進めておるところですが、ハンセン病特有の偏見と差別と限定して議論をするのは、将来に過ちをまた犯すということは、やはり未解決の問題だと思ふので、偏見と差別あるいは人権侵害という観点に立って議論をするときに、これはハンセン病に限った問題ではないんだという観点から私は議論をするようにしているんです。これは何もハンセン病だけの問題ではなくて根っこは同じなんだと。例えば、薬害のHIVにしてもそうですが、一時期政府も国民もエイズの問題に対して非常にヒステリックに反応したと思ふんですが、冒頭にも申し上げましたように、これはハンセン病問題に対するしっかりした反省が政府あるいは立法等にあれば、ああいう愚は犯さなかったと思ふんです。そういうことから考えていくと、これに似たような過ちを今後も起こし得る、あるいは起こり得るというのは当然、私も含めて委員各位は視野に入れながら議論を進めていく必要がある。何もハンセン病に限ったことではないんだという観点から、やはり広い視野に立って議論を進めていく必要があると思ひます。先生のご指摘のとおりであります。最終的な答申になりますか、報告書になるかわかりませんが、その文案をまとめていくときに、今先生がご指摘の点はやはり言及をしておく、具体的に文言の中で指摘をしておく必要があるのではないかと。私は、そうしなければ狭い範囲の中での検証会議に終始してしまうという懸念すら感じておりますので、そういう観点から先生のご議論には賛成です。

【金平座長】 ありがとうございます。ほかにこれについてご議論ございますか。初めのところでございますけれども、らい予防法廃止の後でHIVの問題なんかが出てきたと

きに、ほんとうにあのときにもっといろいろとこの国が過ちをきちんとしていれば、その後のこのHIVなんかのときにもっと違った行動があったかもしれないという意味のご発言があったのと、今、重ねながら伺っておりましたけれども、今、神委員がおっしゃいましたが、どういたしましょうか。私どもはまずはハンセン病というものをきちっと取り上げながら、しかし差別偏見の問題は人々の心の問題でもございますので、そういうことも念頭に置きながら差別の問題は広くとらえていかななくてはいけないと考えて、いきなりこのところでほかの分野まで全部調査の対象にするということになると、また大変膨大になるかと思っておりますので、私、個人的でございますが、副座長ともお話をしておりますし、また、検討会の委員長ともお話をしておりますけれども、まずはハンセン病を中核に据えながら、差別・偏見の問題の広がりや重さというものを当然常に視野の中に入れながら検討していったらいかがかと思うんですが、いかがいたしましょうか。

はい、藤野委員、どうぞ。

【藤野委員】 私は今の座長の説明でよろしいんじゃないかと思っております。もう1点、佐藤委員がおっしゃった、日本の特殊性を強調するようなことにならないかというご懸念があるようでございますが、日本の隔離が特殊だったからこそ今回このような裁判が行われ、熊本判決において人権侵害の事実が明らかになったわけです。ですから、世界のハンセン病医療の全体像というものを解明するのではなく、やはり日本の特殊性というものをここで解明する。それがこの真相究明のための検証会議や検討会の課題だと思っております。つまりハンセン病問題一般の研究をするのではなく、なぜ日本がこのように世界的に見ても異常で特殊な強制隔離、強制断種、強制労働、その他さまざまな人権侵害を生み出したのか、そのことを解明するのがこの課題だと思っておりますので、あえて申し上げるならば、特殊性というものを解明するというに、やはりこだわっていくべきだと、私は考えております。

【井上検討会委員長】 今回の議論というのは、やはり検討会の中でもまた議論をしていく必要もあろうかと思っております。ただ、私は日本が一体特殊だったかどうかという、そのことの検証自体をする必要はあると思っております。しかし、ハンセン病でやはりこれだけの差別・偏見、人権侵害が起きたというこの事実は認めざるを得ない。そしてそのハンセン病のこの問題に対して、やはり、今私たちが真相を究明して、そのことはハンセン病を起ささないという意味での再発防止はもちろんのこと、再びこういう人権侵害を起ささないという意味での1つの教訓になる。我々はそのために作業をしていると認識しております。ですから、例えば、研究分野、研究方法によってもいろいろまた違いもありますし、そのあたりは議論をしながら、しかし基本的方向としては先ほど来議論されているような検証会議の検討の視点、こういうものを踏まえながら検討会としては作業をしていくべきだと考えていますが、よろしいでしょうか。

【金平座長】 はい、どうぞ。

【松原委員】 一つ、私の立場からつけ加えさせていただきたいと思っております。ここに示された座長案は骨子をお示しになったということで、当然ながら今までの議論にあります

ように、この骨子のバックグラウンドにあるさまざまな問題を、検討会では実際にいろいろと扱っていくことになるだろうと思います。その際に、1つの視点として申し上げておきたいのは、いわゆるジェンダーの視点でございます。私は特に優生保護法下における墮胎ですとか、断種、あるいは嬰兒殺ということに注目しておりますけれども、こと性とか生殖にかかわる問題に関しましては、男性、女性でやはりいろいろと受けとめ方、立場が違ってくることがあると思います。とりたててその視点から全部分析せよということではございません。しかし、従来、特に女性の立場の意見やいろいろな問題というのはなかなか声が上げにくいことではなかったかと思えます。それで実態調査の、特に聞き取りの中においてそういった性別にかかわる立場の違いの視点というのも1つ重要な問題ではないかと指摘させていただきたいと思えます。

【金平座長】 一応、ご指摘は伺っておいてよろしゅうございますね。ほかにございますでしょうか。ご発言のない委員の方で、まだございますか。

それでは時間も大分たってまいりましたので、ちょうどお茶などが出ておりますが、休憩もとらずに時間いっぱいやりたいと思えます。まだこのほかに、今後の進め方などについても議題が1つあることと、先ほどの検討会の委員長のほうからのご提案もございますし、とりあえず、大体ご意見が出たところで、当然まだ詰めきらないで大分検討会のほうにお回したようなこともござますので、検討会の委員の方々としてもちょっとわかりにくいところがあるかもしれませんけれども、検証会議の委員の方にお伺いいたしますけれども、ここで議論を切って、この座長案につきまして一応これを検討会のほうにご提示する案としてよろしゅうございましょうか。ただ、あくまでも検討会のほうでまたいろいろなご議論がある中で、この中に確認とか膨らみのあるいろいろな問題も出てくることは十分考えられますけれども、一応ここで出された問題はそれぞれのところに内包されているという確認もきょう大分ございましたし、検証会議の委員の皆様、いかがでございましょうか。一応この座長案を確認してお認めいただけますでしょうか。

はい、光石委員、どうぞ。

【光石委員】 賛成という意味です。

【金平座長】 そうですか。それじゃあ、よろしゅうございますか。

ちょっとお待ちくださいませ。事務局のほうから私用の確認がございますけれども、私にかわって説明してください。

【事務局（加納）】 すみません、失礼いたします。まとめの確認をさせていただきたいのですが、先ほどから具体的な修正案が出たもの等もございます。たしか、鮎京委員から具体的な修正文言が出た経緯があるかと存じますが、その点を含めましてすべて議事録にとどめさせていただくという扱いをさせていただいた上で、もともとの座長案でご承認いただくということでよろしいでしょうかというのが事務局からの確認なんです。

【光石委員】 鮎京さんのご意見で少し変えたんですよ。

【事務局（加納）】 そこについては変更はあるということではよろしいですか。

【金平座長】 私の認識では、鮎京さんの部分は先ほど皆様のご理解のもとで確認したと思いますけれども。

【事務局（加納）】 じゃあ、その点のみ修正された座長案ということで検討会のほうに進めさせていただくという理解でよろしいですか。

【金平座長】 ほかのところは、今言いましたように記録としてきちんと残しておきまうということでございます。

それじゃあ、検証会議の皆様方、そういう整理で先に進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、冒頭のところで井上検討会委員長のほうから、まだ個人の段階だけれども少しまとめたものを提案したいということでありましたけれども、きょうの話を聞いたところでいかがでございましょうか。

【井上検討会委員長】 すみません、混乱させまして。これだけ議論していただきましたから、それを受けて4時からの検討会で議論させていただくということで、検証会議の議事を進めていただければ結構です。

【金平座長】 よろしゅうございますか。それでは、最初の発言については今のような修正が出されておりますので、きょうは、検証会議といたしましてはこの座長案を今後検討会のほうでご議論いただくように改めてお願いをいたしまして、一応この議題については閉じたいと思います。

事務局のほうで次の議題についてご説明いただけますか。

【事務局（加納）】 今後のスケジュールについて検討させていただきたいと思います。お手元に青松園の訪問日程ということでペーパーが入っているかと思ひます。11月26日、27日につきましては、大島青松園で会議を行わせていただひきたいと思ひております。具体的な訪問日程について、一応事務局からのご提案のスケジュールということで本日記らせていただひておりますが、まだ確定したものではありませんので、園側とも連絡をとりながら具体的に詰めていきたいと思ひております。現在、一応公開で2名、非公開で2名ということで聞き取りを予定させていただひておりますが、聞き取りをさせていただひく方の体調等もござひますので、多少そのあたりも流動的な要素があると思ひただひければと思ひます。

今後のスケジュールについてなんです、12月9日にも第4回の検証会議ということで、都内での開催を予定させていただひております。こちらのほうにつきましては、現在の打ち合わせの段階では非入所者の方の聞き取りを予定させていただひたいということで準備をさせていただひております。また、来年度になりますが、今のところ平成15年1月の中旬に栗生楽泉園のほうを訪問させていただひたいということで予定をさせていただひております。具体的な日程につきましてはこちらのほうはまだ確定いたしていませんので、決定次第委員の先生方にはご連絡をさせていただひたいと思ひております。栗生楽泉園のほうも聞き取りを中心に予定を組ませていただひたいと思ひておりますので、一応、

検証会議としては現在のところその3期日について聞き取りの予定をいたしております。その後は、中間報告策定の日程的な問題がございますので、2月、3月につきましては中間報告策定のための合同会議を都内で開かせていただきたいというところが大まかな日程ですので、そういった予定で考えております。また、来年度につきましては各療養所のほうを回りながら聞き取りを十分にさせていただきたいということを考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。具体的な日程については、確定次第ご連絡をさせていただきますが、現在のところ事務局のほうで考えておりますのはそういった日程ということになります。

スケジュールについて何かご質問等ございましたら、はい。

【鮎京委員】 鮎京です。今、ちょっと言い間違いをされたのかなと思って。12月9日の聞き取りですが、非入所者とおっしゃいましたが、退所者の聞き取りと私は理解したんですが。

【事務局（加納）】 すみません、入園されている方以外という趣旨で申し上げてしまいましたので。

【鮎京委員】 一度も入園されたことがなくて、社会の中で差別とともに生きてこられた方がいらっしゃるんですが、この時点でその方を会議室にお呼びして聞き取りをするという準備は非常に難しいと思うんですね。だから、考えられるのは園にいらして、困難な中にも退所されているいろいろ苦労して社会の中で暮らしている退所者の方をお呼びするとなさったらどうですか。

【事務局（加納）】 すみません、現在入所されている方以外の方という趣旨で申し上げましたので。現在入所されている方につきましては、各療養所を回るときに聞き取りをお願いしたいと考えております。

【鮎京委員】 裁判をやった人たちの感覚かもしれませんが、非入所者という言葉遣いをする裁判をやっていたような原告とかそういう人たちは、一度も入ったことがない人のことをいう場合が多いんですね。ですから、やはり区別されて、退所者と限定……。非入所者の方ももちろんお聞きしたいんですが、12月の会議では間に合わないと思うので。

【事務局（加納）】 申しわけありません、今のところは言葉遣いが不適切だったかもしれませんので訂正をさせていただきたいと思います。そのほかにもございますか。

【光石委員】 細かいことで恐縮ですが、裁判所のほうからも決めてほしいと言っているのがありまして、来年の1月の予定をこの15、16のどちらかをきょうここで決めていただくわけにはいかないのでしょうか。

【事務局（加納）】 今のところご参加状況を見ますと1月15日が有力なんですけど、ただ、園のほうのご予定の確認をまだとれておりませんので、できればその方向で調整をしたいとは思っておりますが、まだ確定と申し上げられない状況ではございます。

【光石委員】 そうなんですか、わかりました。

【事務局（加納）】 申しわけありません。早急に連絡をとりまして、確定させたいと思



っております。

【牧野委員】 私が大変困るのは、もうちょっと早くスケジュールを決めていただきたいんですね。とても動かないんです。3カ月前くらいには決めてくれないと、せっかく出席したいと思ってもできないので、ぜひその点をやっていただきたいと思います。

【事務局（加納）】 はい、わかりました。

【井上検討会委員長】 10月1日に契約が結ばれたものですから、事務局に成りかわってですが、当然早く予定を立てたいんですが、いろいろそれがうまくいかない点もありますので、これからぜひ早目早目に予定を立てていただきたいと思います。

それから、これは確認をしていただきたい。特に、13園を訪問するという点については検討会の委員も、オブザーバー的と書かれていましたが、参加をしていただきたいということですね。それからもう1点、検証会議の場で聞き取りをされるというときも、検討会の委員の方で都合がつく方はその場面には出させていただけたいかなと思うんです。一緒に聞かせていただく、これもまた重要なことだと思いますので、そういう取り扱いをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局（加納）】 既に、委員の方には事前に配付した資料の中で呼びかけをさせていただきましたが、検証会議として行う聞き取り等について検討会の先生方でご参加いただけるという方については、オブザーバー参加ということでご参加をいただけるようお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【金平座長】 はい、魯さん、どうぞ。

【魯委員】 大変忙しいスケジュールの中につけ加えるのは恐縮なんですけれども、ぜひ日程に入れていただきたいことがございます。それは何かと申しますと、先ほどの座長案にもありましたように、熊本判決を出発点にするということなので、ぜひ検証会議・検討会合同で熊本判決の勉強会というのをどこかにやっていただけないかと思います。ここには法律家の方もいらっしゃいますし、弁護士さんもいらっしゃるし、原告の方もいらっしゃいます。熊本判決を我々が学ぶということをもまず共通の認識にしたいので、かなり苦しい日程かもしれませんが、いつかそういった機会を今年度中に設けていただきたいとご提案をしたいと思います。

【事務局（加納）】 今のご提案につきまして、じゃあ……。

【金平座長】 あくまで、今スケジュールが大分タイトなので、検証会議の日程だけでも相当タイトなので、今のご提案は検討してみます。

日程でございますか。はい。

【森川委員】 日程に関連してなんですが、検証会議が行う聞き取りといわれているものについて、その方法を説明していただきたいんですが。

【金平座長】 これからいろいろと相談いたします。これが終わると、私は準備会議というものをご提案したいと思っているので。

【森川委員】 そのおっしゃる聞き取りというのは、聞き取りなんですか。講演みたい

な形で行うんですか。

【井上検討会委員長】 ちょっと検討すればいいでしょう。森川さんもいろいろ意見があるようですから、次の検討会でも検討して、こうしたらどうだろうかという提案をさせていただくということではいかがでしょうか。

【金平座長】 園に行ったときの聞き取りの方法ですか。

【森川委員】 はい、そうです。

【金平座長】 これについては鮎京さん、お願いします。

【鮎京委員】 私が考えているイメージは、必ずしも公開の場所でお話ができない方もいらっしゃるの、そういう方は非公開の会議室で。ただ、やはり非公開だけだと社会のみんなの方に聞いていただくという機会がなくなってしまうので、公開の方と非公開の方の両方をお願いしたいということが1つです。それから、聞き方としては、私の提案なんですけれども、まず、お話をなさるとい趣旨を文章か何か、メモでもいいからまとめていただいてそれをお話しいただく。そしてその後、それに関連して聞いている人たちがいろいろとご質問をし、それに答えられて、また答えていただくという形でやっていったらどうかと思っています。あんまり長い時間だとお疲れになられるので、お一人30分から40分ぐらいかなと思っていますが。

【井上検討会委員長】 すみません、形式より、結局項目とかそういうことでしょうか。

【森川委員】 いいえ、そういう細かいことではなくて、検証会議ではその方法についてどこでどう検討するのか、もし検討済みであればそれを教えていただきたい。

【金平座長】 よろしゅうございますか。今、私のご意見を伺おうと思っておりましたけれども、ちょっとペンディングにしていいですか、私が引き取って。

実はきょう、この合同会議をやるにいたしましても、どう持っていくかということにつきまして、とにかく10月1日から出発しながら、はっきり申し上げましてなかなか、前回は顔合わせの段階でございますので、きょうのことにつきましては私が冒頭にお断り申し上げましたように、本日の座長案につきましても副座長と、検討会との連携が必要だからその両方の井上検討会委員長と、検討会と検証会議の両方を兼任しておられる委員とか、それから集まりやすい在京の委員の方たちに今回はお諮りをいたしまして、それをもってきょうの会議の準備会議というのを実は開いたのでございます。きょうの持ち方なども検討しましたし、この座長案につきましてもご意見をいただいたわけでございます。

今後とも月1ぐらいで検証会議を持っていけますが、やはりそれだけではどうしても間に合わないの、やり方その他につきましても準備会議みたいなものを持たざるを得ないと思います。前回は、お諮りする時間がございましたので、今申し上げましたような方たちにお集まりいただきまして、お声をかけまして、実際にきょうの準備を進めたということは冒頭にお断りしたつもりでございます。ただ、今後のこともございますので、今後ともこういう準備会議を今のようなメンバーでやらせていただいでよろしゅうございますか。やはり、進め方についてもはっきり、透明にしておいたほうがいいと思いますので。

いついつ準備会議をしますということになったときに、それなら出てもいいよとおっしゃってくださる方があれば全く拒むものではございませんが、とにかくもう1回、この他に準備会議をやらざるを得ないということと、そこにだれが入るかということでございます。当然、そこで決定権は全くございませんので、ただ会議の準備をいたします。それが、先ほどおっしゃいました、例えば次でしたら、園のほうに伺ったときの実際の聞き取りだけではなくて、いろいろな進め方ということについても準備会議で少し検討していただかないと。これはちょっと、座長にだけお任せいただきまして、私もとても負いきれないので、そういう準備会議のメンバーに、メンバーというよりも準備会議を開かせていただくということを、私はきょうご提案を申し上げ、ご理解を賜りたいと思っております。

もし、反対でなければ、今言った座長、副座長の先生と、両方にまたがっていらっしゃる委員の方は両方のことがわかりでするのでご参加いただければいいなと。何人いらっしゃいますか。

【井上検討会委員長】 2人です。

【金平座長】 2人でございます。それから、在京のと申しましたのは、ほとんどが在京でいらっしゃるかしら。もし、加わっていただくという方がございまして、そういう方法でとりあえずやってみようと、もし不都合なことがあればいつでも変更いたします。別にこれで決まりということではございませんので。弐委員とかよくこの問題をご存知の方がやり方についてもご意見ございましたらまた修正いたしますから、とりあえずそういう準備会議をこの会以外に持たせていただくということをご理解いただきたいと思います。

【弐委員】 賛成です。

【金平座長】 ありがとうございます。今お一方の賛成の声をもって賛成として……。

(「賛成」の声あり)

【金平座長】 よろしゅうございますか、はい。

繰り返しますけれども、できましたなら、声をかけてくれれば出るよという方がございましたら事務局のほうにお知らせいただければ、準備会議をするときにお声をかけるということにいたします。

それでは、準備会議の持ち方と、準備会議に参加する者についてはご理解をいただきましたので、あなたのご質問の次の施設でのやり方も、もう1回準備会議のところで行おうと思っております。

それでは、大体時間になりましたが、先ほど牧野委員から少なくとも3カ月ぐらい前までにはちゃんとスケジュールを組めと、私も実は立場を変えれば大賛成でございまして、事務局は遅いと言いたいほうでございまして、私も実を申しますと、私もちょっと出発したところからございまして、何から始めるかということまでやっておりますが、なるべく早くそういうことが、皆様の日程を伺いながら、それから特に今回は園のほうとの関係があるものですから、あちらのほうのご予定も伺いながらやっております。私の名前で、園のほうにお伺いしますがご協力いただけますかということをやったのがまだ10日ぐら

い前でごさまして、口頭では全部話がついているんですけども、やはり文章できちっとやり合わなくてはいけませんので、何しろ10月からすべてをやっておりますので、私も事務局をかばうわけではございませんけれども、なるべく早く軌道に乗せたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。それでは本日の会議はこれでおしまいにさせていただきます。まだ、準備会議の日取りは決まっておりますので、なるべく早く決めたいと思います。あとは、事務局にお任せいたします。私のほうはこれでおしまいにします。

【事務局（加納）】 事務局からお知らせをいたします。検討会の委員の方から、研究費については大枠どのくらいを予定したらよろしいですかというご質問をいただいております。こちらのほうで運営費等をいろいろと計算をいたしました。ただ、まだ不確定な要素がいろいろとございます。というのは、検証会議の委員の方ですとか検討会の委員の方ですとかで、海外視察等をご予定される場合にはかなりそういった費用の関係で違いが出てまいりますので、なかなか確定的な数字としては申し上げにくいのですが、検証会議の委員の方と検討会の委員の方々、検証会議の先生方も文献等について購入されたりすることもございますかと思っておりますので、総体で、大体1対9ぐらいの割合で予算を割り振らせていただいて、そういったしますと、検証会議のほうの先生方で大枠200万程度、検討会の委員の先生方のほうの枠で大枠といたしまして……。失礼しました、訂正いたします。大枠として、検証会議の委員の先生方でお使いできるのは150万前後、検討会の委員の先生方でお使いいただけるのが千三、四百万程度といった数字になってまいりますので、検討会の先生方お一人当たり、大体100万前後を研究費として見ていただいて、もしそれを超えるような研究費の予定になる先生がいらっしゃいましたら、それについては事前に事務局のほうにご相談いただいて、全体的な会議の流れとの関係で、可能性と必要性についてご相談させていただきたいと思っております。その点で何かございますでしょうか。

支出細目のルールについては先生方のほうには事前に配付をさせていただいておりますのでそれを参照されて、さらにご質問のある点につきましては事務局のほうにご質問いただければと考えております。

もし、ご質問がないようでしたら一応以上ということにさせていただきたいと思っております。  
【金平座長】 それでは検証会議のほうをこれで閉じたいと思っております。どうもありがとうございました。

了